

食肉鶏卵をめぐる情勢

畜産局食肉鶏卵課

	頁
I 消費動向	1
II 牛肉	4
III 豚肉	13
IV 鶏肉	19
V 鶏卵	23
VI 輸出	26

<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/shokuniku/lin/index.html>

令和 6 年 1 2 月

農 林 水 産 省

I 食肉の消費動向

(1) 食肉の消費量の推移

経済成長、食生活の欧米化に伴い、動物性タンパク質摂取量が増加傾向で推移してきた中、平成13年度をピークに若者の魚離れや消費者ニーズの変化（不可食部が除去された切り身や刺身での購入増加）等により、魚介類の消費量が減少し、平成23年度には、食肉の合計が魚介類を上回った。

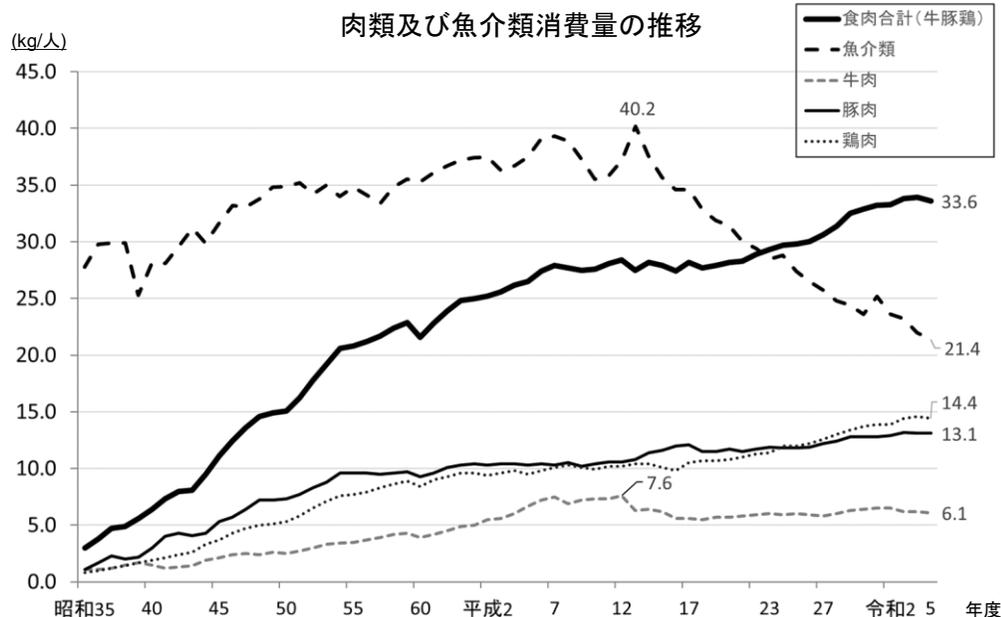
令和5年度の牛肉、豚肉、鶏肉の合計1人当たり消費量は33.6kg/年となった。

畜種別に見ると、鶏肉が14.4kg/年、豚肉が13.1kg/年、牛肉は6.1kg/年となっている。

一方、外食産業の売上高をみると、近年、好景気等を背景に、ファミリーレストラン焼き肉、牛丼を含むファーストフード和風及びハンバーガーを含むファーストフード洋風は好調に推移し、焼肉、牛丼及びハンバーガーを中心に肉類の消費量は一層拡大してきた。

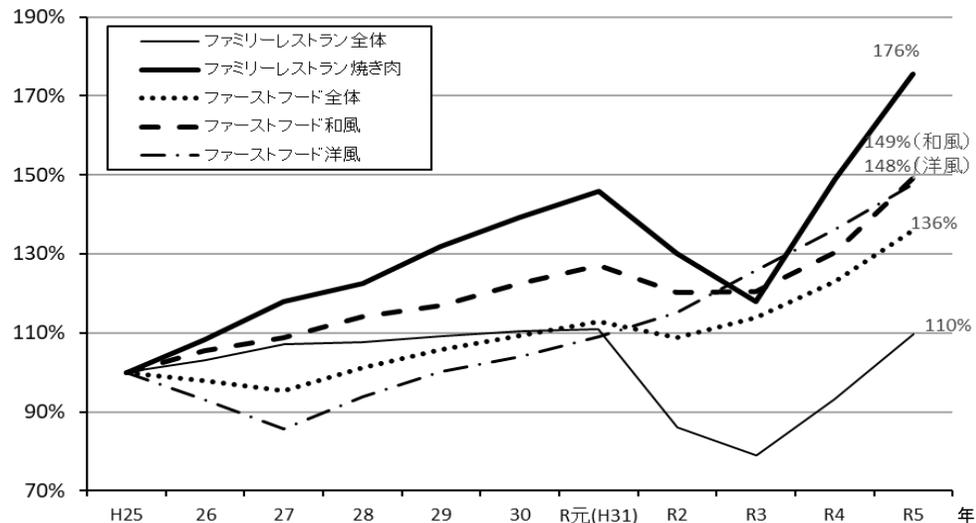
しかし、令和2～3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テイクアウトやデリバリー需要に対応したファーストフード洋風は、増加した一方、ファミリーレストラン焼肉では前年よりも減少した。

令和5年は、4月に入国規制の水際対策が終了したことや、5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に移行したことで、人流が戻り、年間を通して外食需要の回復基調が継続したこと等により、いずれの形態においても前年の売り上げを上回る結果となった。



資料：農林水産省「食料需給表」
注：消費量は、国内生産量、輸出入量、在庫の増減、人口等から算出された1人1年あたり供給純食料と同等とする。（食料需給表より）

外食産業売上高の推移



資料：(一社)日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」
注：平成25年を100%とし、対前年比から各年の売上高を推計したものである。

(2) 食肉の供給量（生産量＋輸入量）の推移

牛肉、豚肉、鶏肉の供給量は、旺盛な食肉需要に支えられ、近年増加傾向で推移している。

令和2年度は、新型コロナの影響により、牛肉、豚肉、鶏肉※の輸入量は前年に比べ減少した。

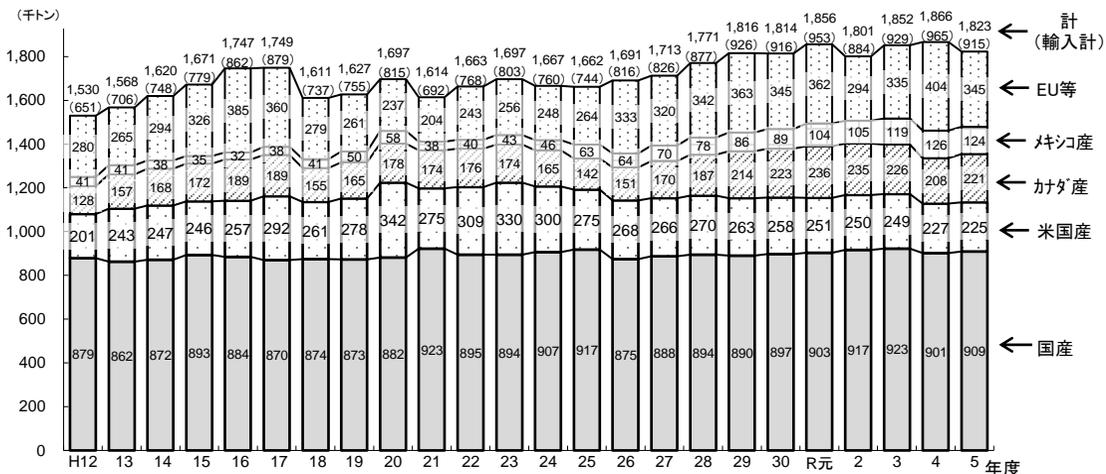
令和3年度は、牛肉、豚肉及び鶏肉※の国内生産量は前年度から増加したが、牛肉では前年度に引き続き輸入量が減少し、供給量は減少した。豚肉、鶏肉では輸入量も前年度から増加したことから、供給量は増加した。

令和4年度は、牛肉及び鶏肉※は、国内生産量は引き続き増加した一方、輸入量は減少した。豚肉は、国内生産量は減少したが、輸入量が増加したことから供給量は増加した。

令和5年度は、牛肉及び豚肉の国内生産量は増加した一方、輸入量は減少し、供給量が減少した。鶏肉※は国内生産量、輸入量がともに増加し、供給量が増加した。

※鶏肉については、暦年

② 豚肉

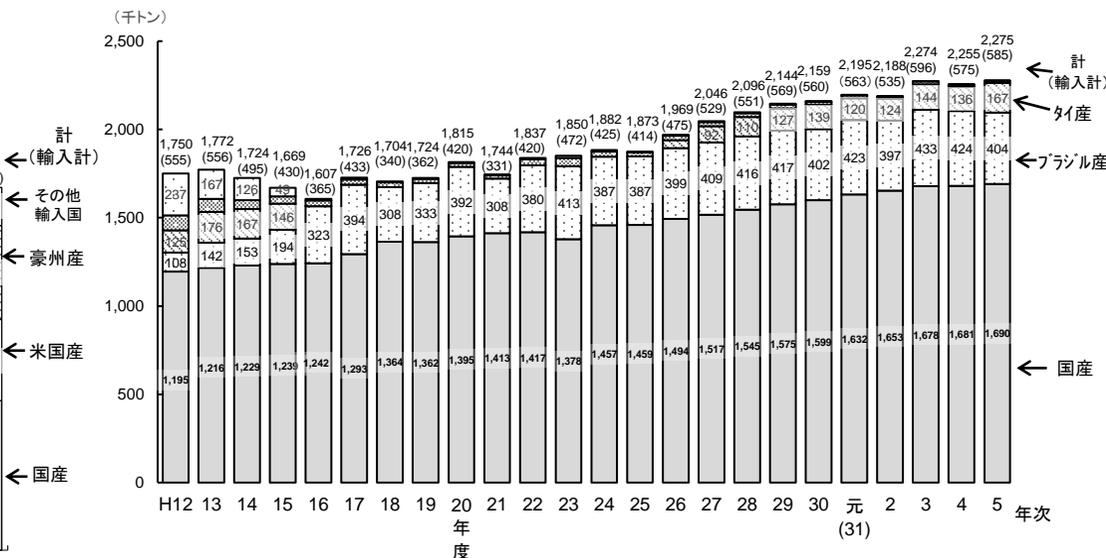


資料：農林水産省「畜産物流通調査」 財務省「貿易統計」

注1: 数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

注2: R5年は概算値。

③ 鶏肉



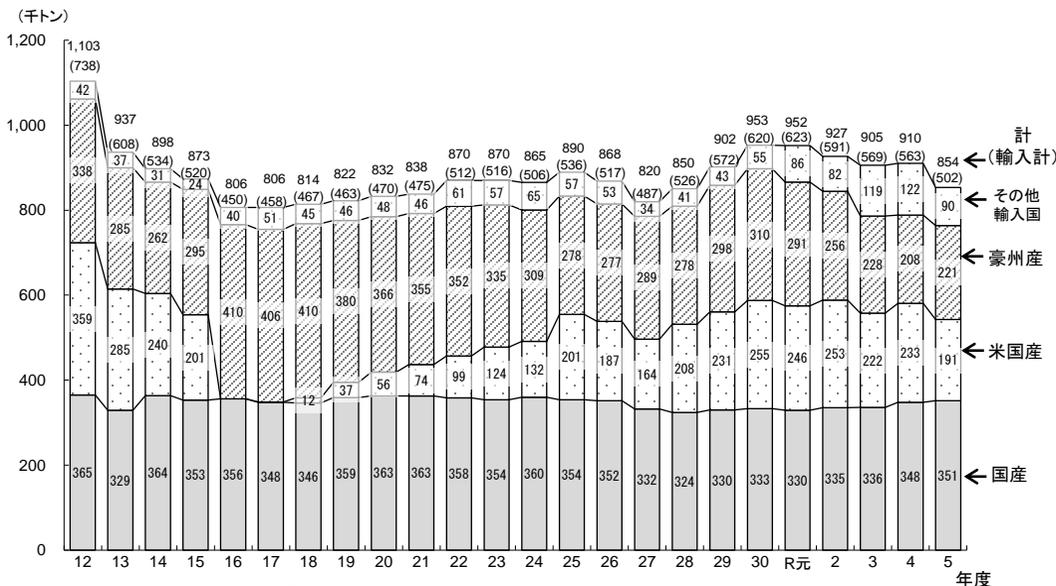
資料：農林水産省「食料需給表」 財務省「貿易統計」

注1: 国内生産量は、骨付き肉ベースの値、輸入量は実数（調製品は含まれていない）。

注2: 鶏肉は平成12～20は年度、平成21年以降は年次。

注3: R5年は概算値

① 牛肉



資料：農林水産省「畜産物流通調査」 財務省「貿易統計」

注1: 数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

注2: R5年は概算値。

(3) 消費構成割合

令和5年は、牛肉の家計消費は物価高騰による消費者の生活防衛意識の高まりによりやや減少し、豚肉、鶏肉はほぼ横ばいで推移した。加工仕向は巣ごもり需要の一服や、各社値上げによる消費者の買い控え等でやや減少した。その他（外食・中食）は、外食需要の回復等により増加した。

① 牛肉

家計消費が減少する一方、外食・中食が拡大する傾向にあり、近年は、外食・中食が約6割、家計消費が約3割で推移している。

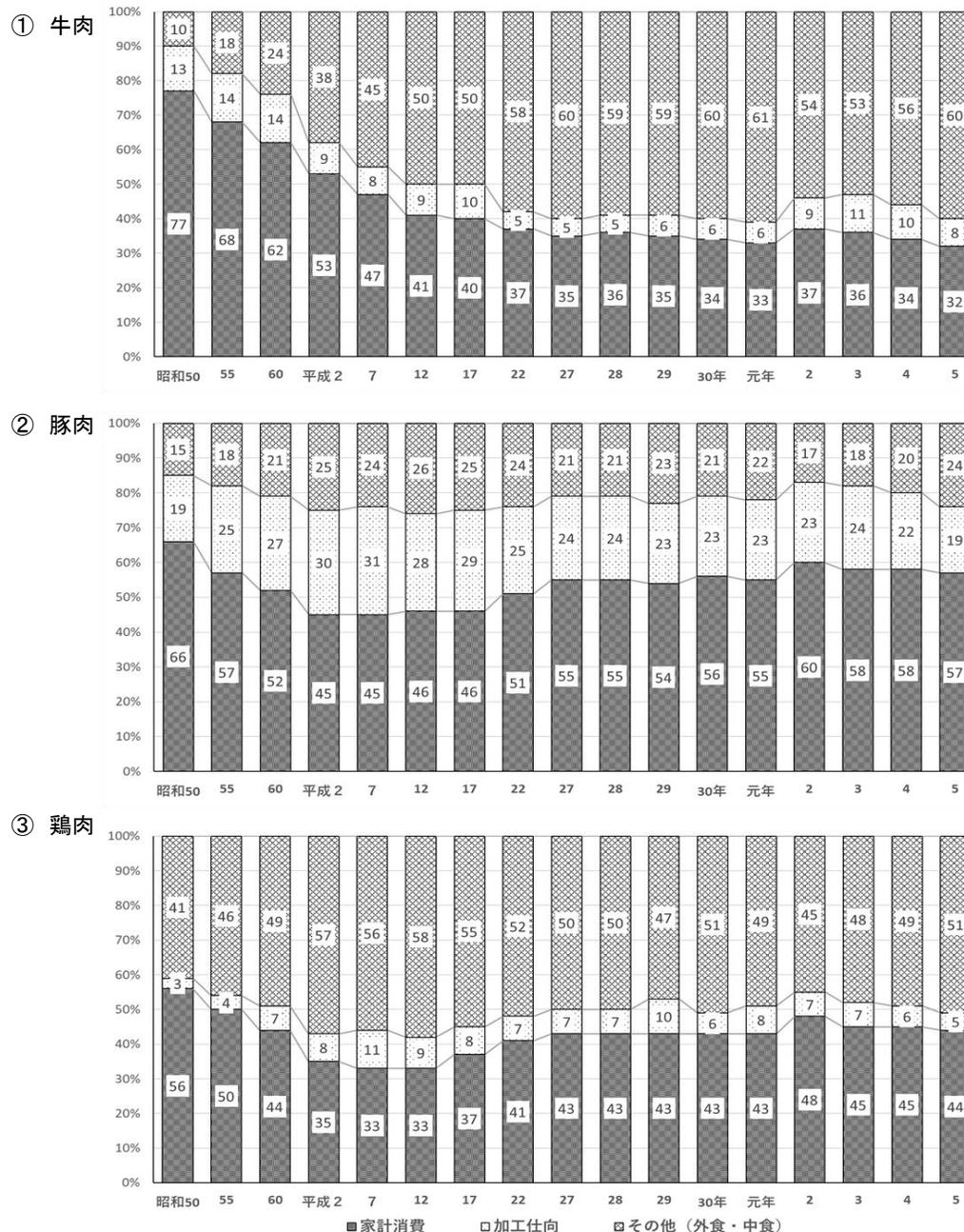
② 豚肉

最大の仕向先である家計消費が、全体の消費量の約6割を占めており、加工仕向け及び外食・中食で4割を占めている。

③ 鶏肉

最大の仕向先である外食・中食が約5割、家計消費及び加工仕向が約5割となっている。

肉類の消費構成割合の推移



資料：農林水産省「食肉の消費構成割合」

※「家計消費」は家計調査の購入数量（精肉）を、部分肉段階での数量に換算して算出。

II 牛肉

(1) 消費

消費量（推定出回り量）は、肉ブームの高まりなどを背景に増加し、平成30年度には、米国BSE発生による影響を大きく受ける前の14年度と同水準まで回復した。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響でインバウンド需要や外食需要が大きく減少したこと等により減少傾向で推移している。

令和5年度は、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや輸入量の減少もあり、前年度比1.2%減となった。

令和6年度(4-10月)も、前年同期比1.8%減と引き続き前年同期を下回っている。

(2) 生産

生産量は、平成23年3月の東日本大震災・原発事故の影響等による肉専用種の減少を受け、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により平成29年度以降回復傾向で推移している。

令和元年度及び2年度は、繁殖雌牛の増加、乳用雌牛への受精卵移植の活用等により、肉専用種は増加した一方、ホルスタイン種他や交雑種は減少した。

令和3年度、4年度及び5年度は、肉専用種及び交雑種は増加した一方、ホルスタイン種他は減少した。

令和6年度(4-10月)は、肉専用種は引き続き増加した。全体では前年同期比1.2%増となった。

○牛肉需給の推移

(部分肉ベース、単位：千トン、〔トン〕、%)

	H7	12	13	17	22	27	28	29	30	R元 (H31)	2	3	4	5	6 (4-10)
消費量	1,068 (4.9)	1,088 (3.1)	913 (▲16.1)	806 (▲0.3)	853 (0.6)	830 (▲2.0)	861 (3.8)	904 (5.0)	931 (2.9)	937 (0.7)	931 (▲0.7)	887 (▲4.7)	881 (▲0.7)	870 (▲1.2)	507 (▲1.8)
生産量	413 (▲2.5)	365 (▲4.3)	329 (▲9.8)	348 (▲2.2)	358 (▲1.2)	332 (▲5.4)	324 (2.5)	330 (1.7)	333 (1.0)	330 (▲1.0)	335 (1.8)	336 (0.1)	348 (3.5)	351 (1.1)	204 (1.2)
輸入量	658 12.7	738 (8.2)	608 (▲17.7)	458 (1.7)	512 (7.6)	487 (▲5.6)	526 (7.9)	572 (8.8)	620 (8.4)	623 (0.4)	591 (▲5.0)	569 (▲3.7)	563 (▲1.1)	502 (▲10.8)	340 (6.2)
輸出量	[54] (11.4)	[69] (▲77.4)	[51] (▲26.4)	[49] (▲50.0)	[495] (▲26.8)	[1,583] (16.1)	[2,055] (29.8)	[2,943] (43.2)	[3,801] (28.1)	[4,139] (8.9)	[5,565] (34.5)	[7,889] (41.8)	[7,778] (▲1.4)	[8,651] (11.2)	[5,346] (10.7)
期末在庫	80	109	132	64	86	116	103	98	116	127	117	128	150	124	156

資料：農林水産省「畜産物流通調査」、財務省「貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉等保管状況調査」

注1：()内は前年度増減率

注2：輸出量の〔〕内は、トン表示

注3：消費量は生産量、輸入量、輸出量及び期末在庫より推計した推定出回り量

注4：期末在庫は、各年度は年度末の在庫量、R6年度は10月末の在庫量

○牛肉の生産量

(部分肉ベース、単位：千トン、%)

	生産量											
	肉専用種			乳用種		ホルスタイン種他			交雑種			
	数量	前年比	シェア	数量	前年比	数量	前年比	シェア	数量	前年比	シェア	
H7	413	97.5	(43)	179	98.2	233	97.1	-	-	-	-	-
12	365	95.7	(46)	167	95.6	197	95.9	128	-	-	69	-
13	329	90.2	(45)	148	88.7	180	91.4	107	83.7	(33)	73	105.8
17	348	97.8	(40)	140	100.7	208	96.0	129	97.9	(37)	79	93.1
22	358	98.8	(45)	161	102.0	196	96.4	110	104.5	(31)	87	87.7
27	332	94.6	(47)	155	94.1	177	95.0	102	96.4	(31)	75	93.2
28	324	97.5	(45)	146	94.5	177	100.1	98	96.2	(30)	79	105.4
29	330	101.7	(45)	149	101.6	181	101.8	94	95.5	(29)	87	109.7
30	333	101.0	(46)	153	102.9	180	99.4	91	96.8	(27)	89	102.2
R元(H31)	330	99.0	(47)	156	102.1	173	96.4	89	97.9	(27)	84	94.9
2	335	101.8	(49)	166	106.0	170	98.0	88	98.4	(26)	82	97.6
3	336	100.1	(49)	166	100.0	170	100.2	86	98.7	(26)	84	101.8
4	348	103.5	(50)	170	102.5	177	104.3	85	98.6	(24)	92	110.3
5	351	101.1	(50)	174	102.7	177	99.5	82	95.8	(23)	95	103.0
6(4-10)	204	101.2	(51)	104	105.2	100	97.3	47	98.0	(23)	53	96.7

資料：農林水産省「畜産物流通調査」

注：シェアは生産量を100とした指数

(3) 輸 入

輸入量は、焼肉・ハンバーガーなど外食産業等の需要が旺盛であることを背景に、平成28年度以降は毎年、前年度を上回って推移し、平成30年度には、前年度比8.4%増の62万トンとなった。

令和元年度の輸入量は、これまでの需要の伸びが一巡したことや豪州から中国向けの輸出量が増加したこと等により、前年度比0.4%増と、直近3か年度(平成28～30年度)の増加率から大きく鈍化した。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による海上輸送の遅れや外食需要の減少等から、前年度比5.1%減少した。

令和3年度は、豪州産は干ばつからの回復(牛の保留)に伴う牛肉生産量の減少により、米国産は現地相場が上昇していること等により輸入量が減少し、全体では前年度比3.7%減となった。

令和4年度は、現地相場の高止まりなどにより冷蔵品の輸入量が減少した一方で、冷凍品については前年度の輸入量が減少していた反動などにより増加したが、全体では前年度をわずかに下回った。

令和5年度は、日本国内での需要低迷や為替、現地相場高等から減少し、全体で前年度比10.8%減となった。

令和6年度(4-10月)は、現地相場高等により米国からの輸入量は減少しているものの、豪州からの輸入量が増加したため、全体で前年同期比6.2%増となった。

○牛肉の輸入量

(部分肉ベース、単位:千トン、%)

区分 年度	合 計					
			うち 冷蔵		うち 冷凍	
	数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比
12	738	108.2	362	107.8	375	108.7
13	608	82.3	292	80.6	315	84.0
17	458	101.7	227	102.9	230	100.9
22	512	107.6	214	101.8	297	112.3
27	487	94.4	207	95.5	280	93.5
28	526	107.9	240	115.7	286	102.2
29	572	108.8	270	112.7	301	105.4
30	620	108.4	279	103.3	341	113.0
R元(H31)	623	100.4	278	99.8	344	100.9
2	591	94.9	258	92.8	333	96.8
3	569	96.3	252	97.6	317	95.3
4	563	98.9	215	85.2	348	109.7
5	502	89.2	199	93.0	302	86.8
6(4-10)	340	106.2	120	97.7	220	111.6

○牛肉の国別輸入量

(部分肉ベース、単位:千トン、%)

区分 年度	国 別 輸 入 量					
	米 国		TPP11			
	数量	前年比	数量	前年比	うち豪州	
					数量	前年比
12	359	108.1	373	107.7	338	107.6
13	285	79.6	322	86.2	285	84.4
17	0.7	—	454	101.3	406	99.0
22	99	133.6	413	102.8	352	99.1
27	164	87.9	322	97.9	289	104.5
28	208	126.7	317	98.4	278	96.0
29	231	111.1	340	107.1	298	107.3
30	255	110.3	364	107.3	310	104.1
R元(H31)	246	96.5	370	101.5	291	93.8
2	253	103.0	328	88.7	256	88.0
3	222	87.8	327	99.6	228	89.1
4	233	105.0	313	95.8	208	91.2
5	191	82.3	303	96.6	221	106.3
6(4-10)	115	93.2	218	113.8	162	117.6

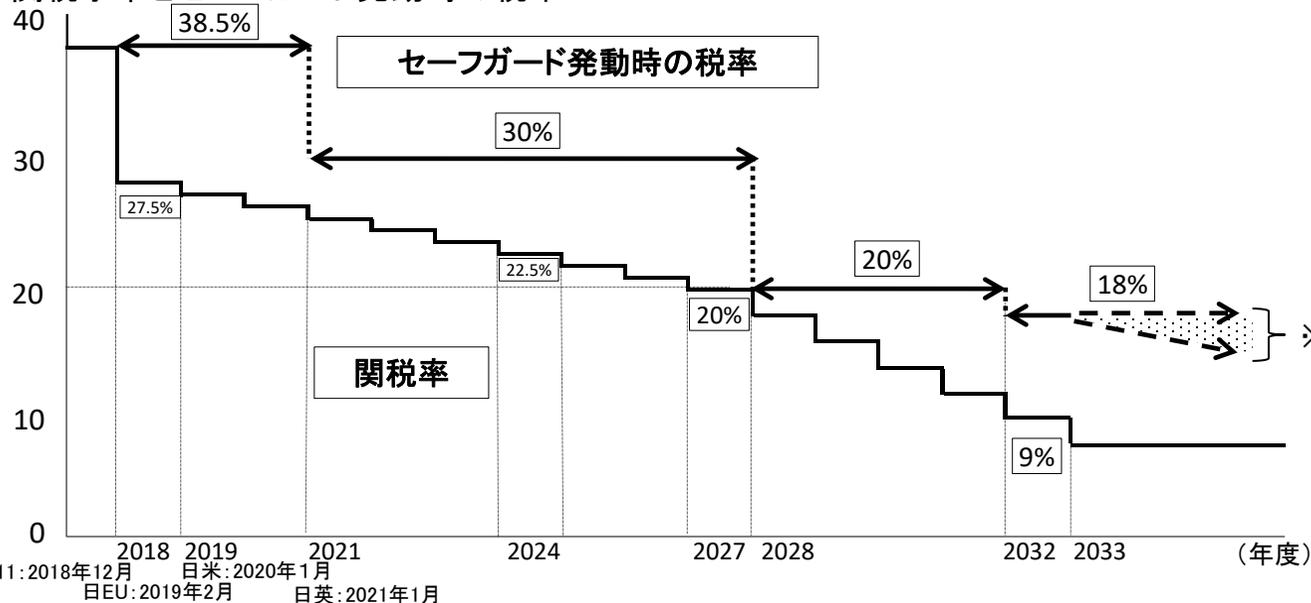
資料:財務省「貿易統計」

注:令和5年2月以降、TPP11にチリを追加。

TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英・EPAの牛肉の合意内容について

- TPP11は2018年12月、日EU・EPAは2019年2月、日米貿易協定は2020年1月に発効、日英・EPAは2021年1月にそれぞれ発効。
- 日米貿易協定では、発効と同時に当該年度のTPP11と同水準の税率が適用され、関税削減スケジュールはTPP11と同じ。
日英・EPAでは、発効と同時に当該年度の日EU・EPA税率と同水準の税率が適用され、関税削減スケジュールは日EU・EPAと同じ。

関税水準とセーフガード発動時の税率



※1: 2033年度以降のセーフガード発動時の税率
 ・ 毎年1%ずつ削減 (セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない)。
 ・ 4年間発動がなければ終了。

○ 各協定の関税率

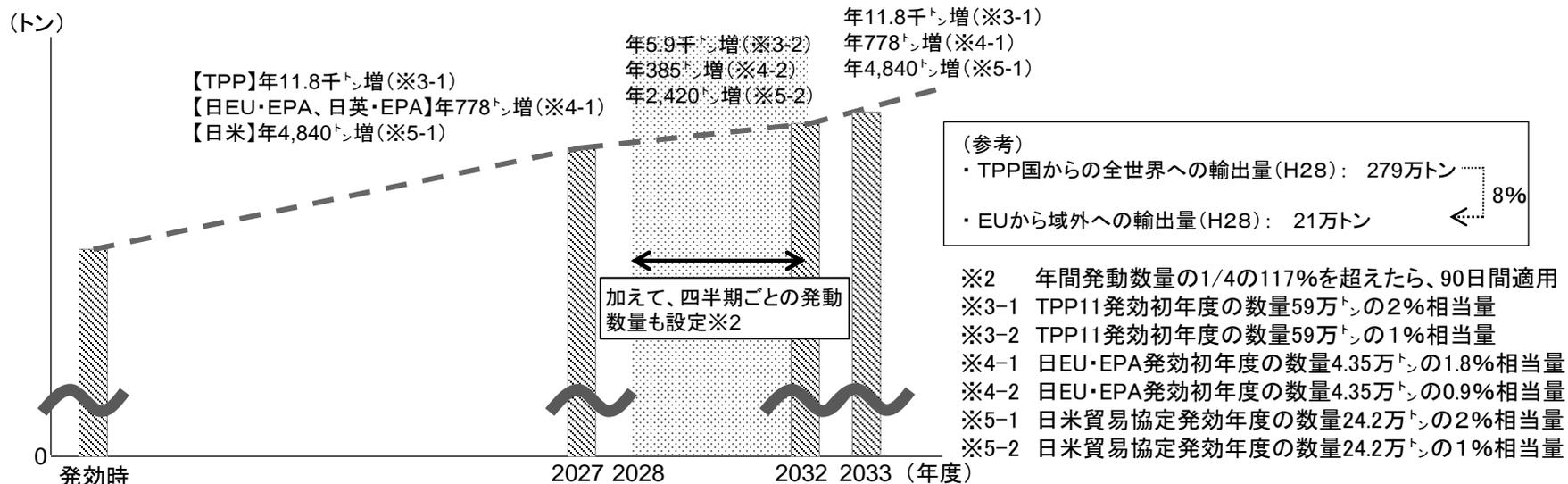
協定/年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
日豪EPA	(冷蔵)	29.3	28.8	28.2	27.6	27.0	26.4	25.8	25.3	24.7	24.1	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5
	(冷凍)	26.9	26.7	26.4	26.1	25.8	25.6	25.3	25.0	24.1	23.2	22.3	21.3	20.4	19.5	19.5
TPP11 (冷蔵、冷凍)	27.5	26.6	25.8	25.0	24.1	23.3	22.5	21.6	20.8	20.0	18.1	16.3	14.5	12.6	10.8	9.0
日米協定 (冷蔵、冷凍)	27.5	26.6	25.8	25.0	24.1	23.3	22.5	21.6	20.8	20.0	18.1	16.3	14.5	12.6	10.8	9.0
日EU・EPA 日英・EPA (冷蔵、冷凍)	27.5	26.7*	25.8	25.0	24.2*	23.3	22.5	21.7*	20.8	20.0	18.2*	16.3	14.5	12.7*	10.8	9.0

※2: TPP協定及び日米貿易協定においては0.1%未満を切り捨て、日EU・EPA及び日英・EPAにおいては、0.1%未満の端数は四捨五入するため、ステージングで税率に若干違いが生じている。
 (*は、異なる税率の年度)

※3: 対象HSコードは、0201, 0202。

【TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英・EPAにおける牛肉セーフガードの発動数量】

- それぞれの協定対象国からの合計輸入数量等が発動数量を超えた場合、年度末まで(※1)セーフガード発動時の税率を適用。
※1: 2月に超過した場合の適用期間は45日間、3月に超過した場合の適用期間は30日間(それぞれ年度を超えて適用)。
- 日米貿易協定に基づくセーフガードについて、2020年度3月上旬までの輸入量が発動数量(24万2千トン)を超過したため、2021年3月18日～4月16日の間、関税を引き上げ。



○ 各協定のセーフガード発動数量

協定/年度	(注1) 2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
TPP	147.5	601.8	613.6	625.4	637.2	649.0	660.8	672.6	684.4	696.2	702.1	708.0	713.9	719.8	725.7	737.5
(注3) 日米		(注2) 60.334	242	246.84	251.68	256.52	261.36	266.20	271.04	275.88	278.30	280.72	283.14	285.56	287.98	292.82
(注4) 日EU 日英	7.250	44.278	45.056	45.833	46.611	47.389	48.167	48.944	49.722	50.500	50.885	51.270	51.655	52.040	52.425	53.195

注1: 2018年度(発効1年目)の発動数量は、TPPについては59万トンに3/12を乗じ、日EU・EPAについては43,500トンに2/12を乗じたもの。

注2: 米国の2019年度の発動数量は、24万2千トンに91/365を乗じたもの。

注3: 日米貿易協定に係るSGは、次の3つの条件を全て満たした場合に発動。

- ① 米国産牛肉の合計輸入数量が、日米貿易協定附属書 I に定める各年度のセーフガード発動水準を超過
- ② 2022年度以降について、米国及びTPP11締約国からの合計輸入数量が、TPP11の発動水準を超過
- ③ 2022年度～2027年度について、米国産牛肉の合計輸入数量が前年度の輸入実績を超過(2023年度の輸入実績: 19.2万トン)

注4: 日英・EPAにおいては、英国+EUの合計輸入量が発動数量を超過した場合、英国に対してセーフガードが発動。

注5: セーフガード発動数量のカウント対象HSコードは、0201(冷蔵牛肉)、0202(冷凍牛肉)、0206.10-020、0206.29-020(ほほ肉及び頭肉)。

(参考) 牛肉に係る国境措置

- i) ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、牛肉の関税率について、国際的に認められた関税水準（譲許税率：50.0%）（1994年度）から38.5%（2000年度）まで段階的に引き下げることに合意した。

一方、その代償として、輸入急増の歯止めとなるよう、輸入数量が法定の基準に達した場合、関税率を譲許税率（50.0%）に戻す牛肉の関税緊急措置がパッケージで導入されている。

- ii) 本措置は、冷蔵牛肉、冷凍牛肉の各々について、年度初めから各月末までの累計輸入量が、四半期ごとに設定される法定の発動基準数量（前年度同期の輸入量の117%※）を超過した場合、具体的には、

① 全世界からの各月末までの累計輸入量が、発動基準数量を超え、かつ、

② 我が国との間でEPAが発効しておらず、EPA税率の適用を受けない牛肉の各月末までの累計輸入量が発動基準数量を超えている場合、

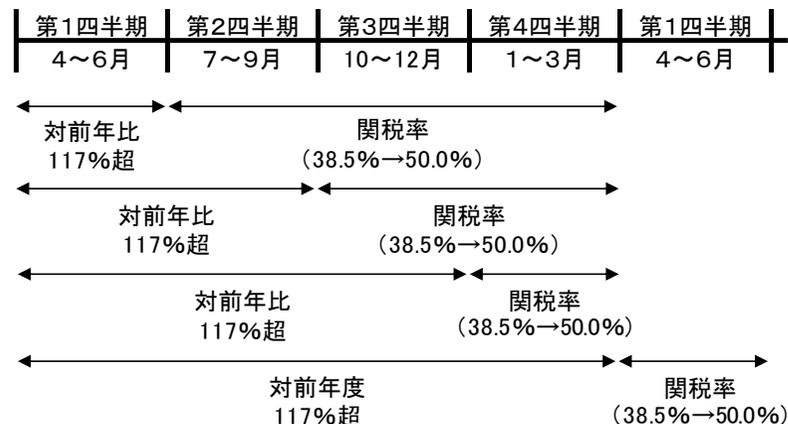
年度末まで（第4四半期に超過した場合は翌年度の第1四半期まで）、関税率を現行の38.5%から譲許税率である50.0%に戻す仕組みとなっている。

- iii) 日米貿易協定の発効により、我が国に輸入される牛肉の99%超がEPA締約国産であり、EPA締約国産の牛肉については各EPAに基づくセーフガードの対象となる。このため、本緊急措置の適用対象が実質的に無くなることから、令和2～6年度は措置されていない。

○ 牛肉の関税率

年度 (西暦)	平成7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12～令和6 (2000～2024)
関税率	48.1%	46.2%	44.3%	42.3%	40.4%	38.5%

○ 緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにはタイムラグ(約1か月)が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

○ 緊急措置の発動実績

	(発動前)	(発動後)
※冷凍牛肉		
平成7年8月1日～平成8年3月31日	48.1%	→ 50.0%
平成8年8月1日～平成9年3月31日	46.2%	→ 50.0%
平成29年8月1日～平成30年3月31日	38.5%	→ 50.0%
※生鮮・冷蔵牛肉		
平成15年8月1日～平成16年3月31日	38.5%	→ 50.0%

(4) 卸売価格

卸売価格は、近年、肉ブームの一層の高まりや生産量の減少を背景に、和牛は平成28年度、交雑種は平成27～28年度、乳用種は平成27年度にそれぞれ過去最高水準まで高騰した。

令和元年度の和牛価格については、生産量の増加、消費税増税等による消費者の節約志向等により、年度当初から低下傾向で推移した。その後、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響でインバウンド需要や外食需要が減退したことにより、大幅に低下した。

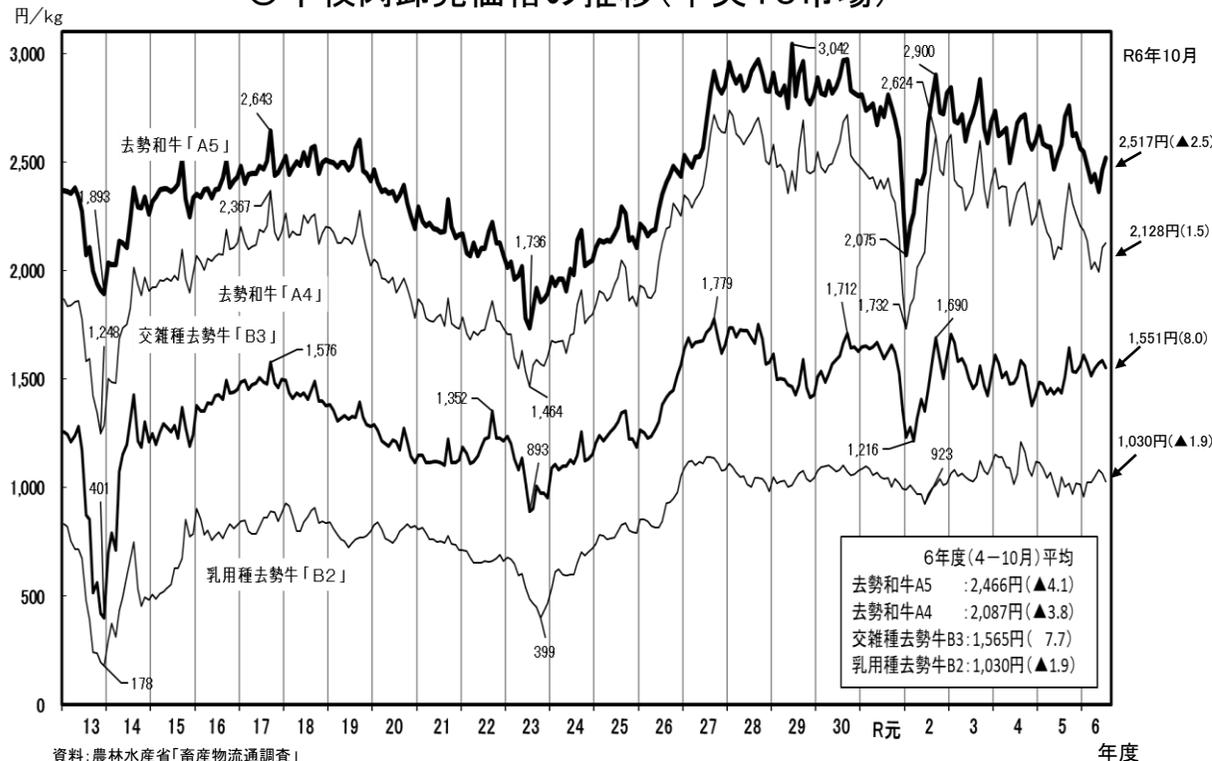
令和2年度は、4月に緊急事態宣言が発出され、和牛価格は下落したが、5月以降、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、10月には前年同月と同水準まで回復。11月以降は前年を上回る水準で推移した。

令和3年度の和牛価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる中で外食需要が低迷し、前年を下回って推移した。

令和4年度及び5年度の和牛価格は、コロナの感染拡大や物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移した。

令和6年度(4-10月)の和牛価格は、引き続き軟調に推移しているが、直近10月の和牛去勢A4は前年同月を上回った。

○牛枝肉卸売価格の推移(中央10市場)



資料：農林水産省「畜産物流通調査」

注1：去勢和牛の格付に占める「A5」の割合は63.6%、「A4」は25.8%、交雑種去勢牛の格付に占める「B3」の割合は34.0%、乳用種去勢牛の格付に占める「B2」は50.4%である。((公社)日本食肉格付協会：R5年度格付結果)

注2：()内は前年度比、前年同月比。

(5) 肉用子牛価格の動向

肉用子牛保証基準価格については、TPP協定発効（平成30年12月30日）に合わせて、直近7年間（平成23～29年度）の生産費をベースとして設定している。

肉用子牛価格は、

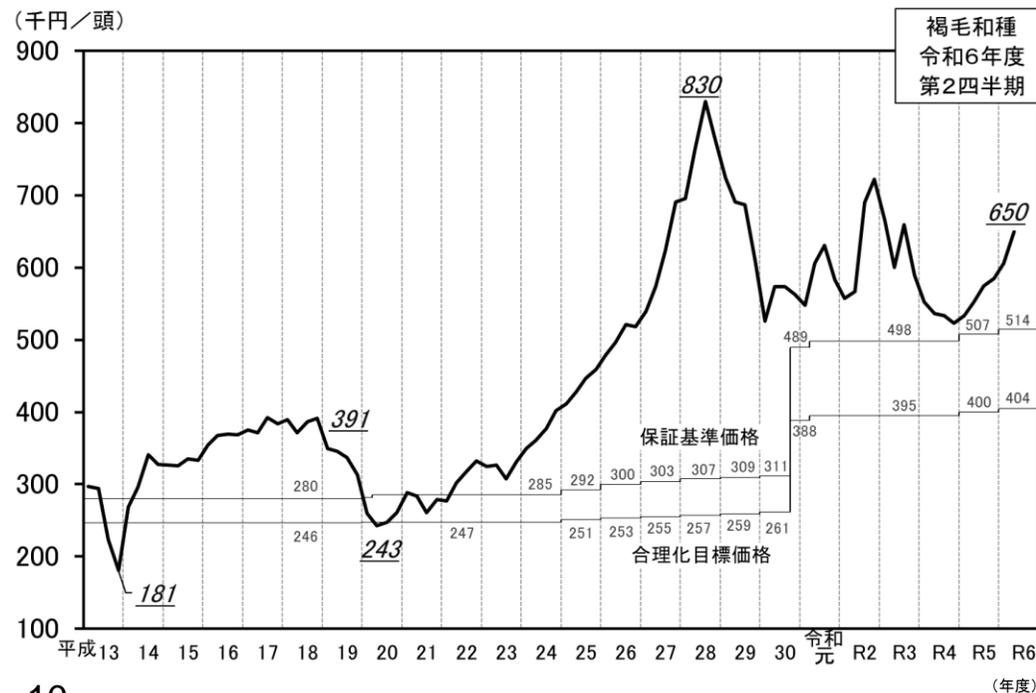
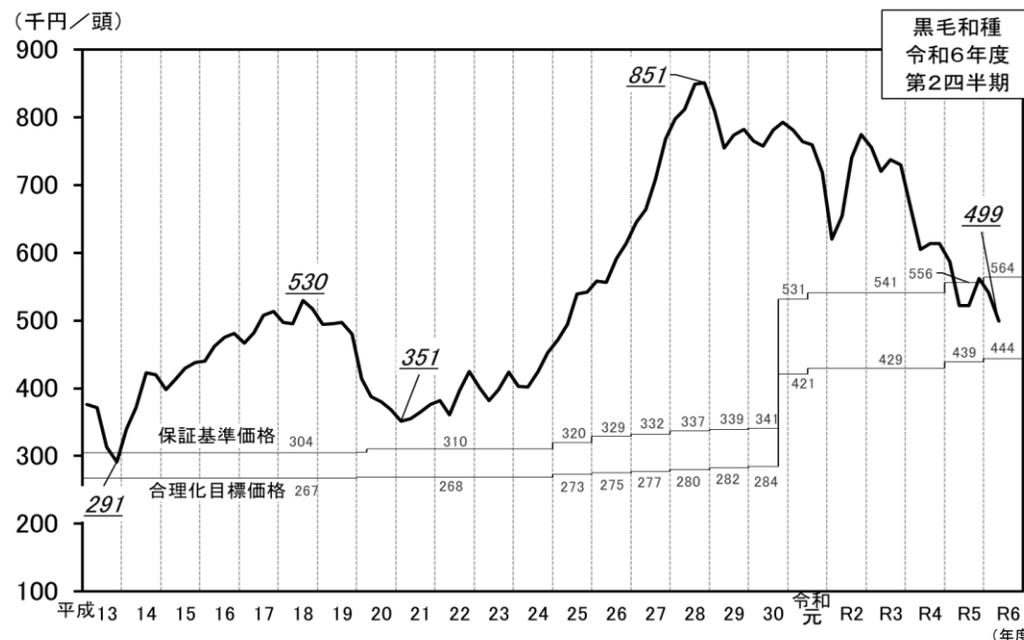
- ① 「黒毛和種」は、肉用子牛生産者補給金制度発足以降、BSE発生の影響等があった一時期を除き、保証基準価格を上回っている状況にあった。

平成28年度第4四半期には繁殖雌牛の減少等による子牛出生頭数の減少等により過去最高の85万1千円となった。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い子牛価格も低下した。その後、枝肉価格の上昇等により回復したが、令和4年5月に急落した。

その後は下落傾向が継続し、令和6年度第2四半期は保証基準価格を下回る49万9千円となった。

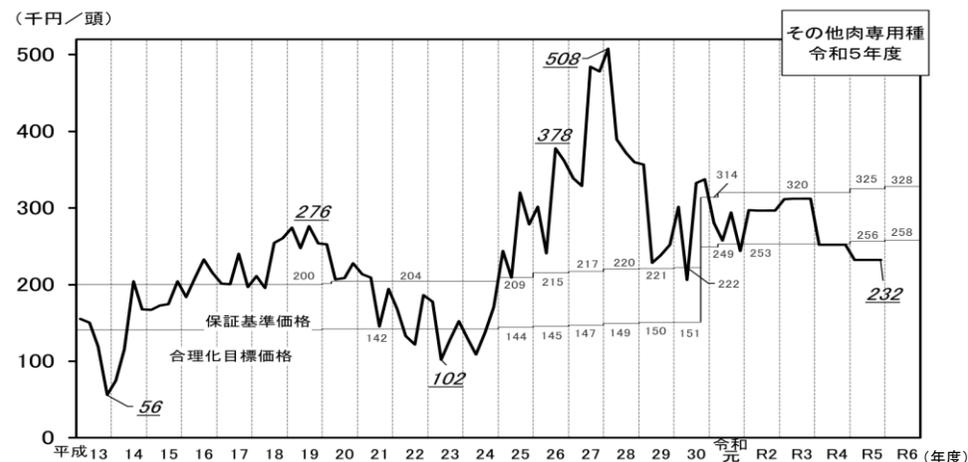
- ② 「褐毛和種」は、過去には保証基準価格を下回る時期も多かったものの、近年は、国産牛肉に対する需要の高まりや、生産量の減少等による需給の引締りにより上昇し、保証基準価格を上回る水準で推移した。平成28年度には過去最高の83万円まで上昇した。令和6年度第2四半期は65万円となった。



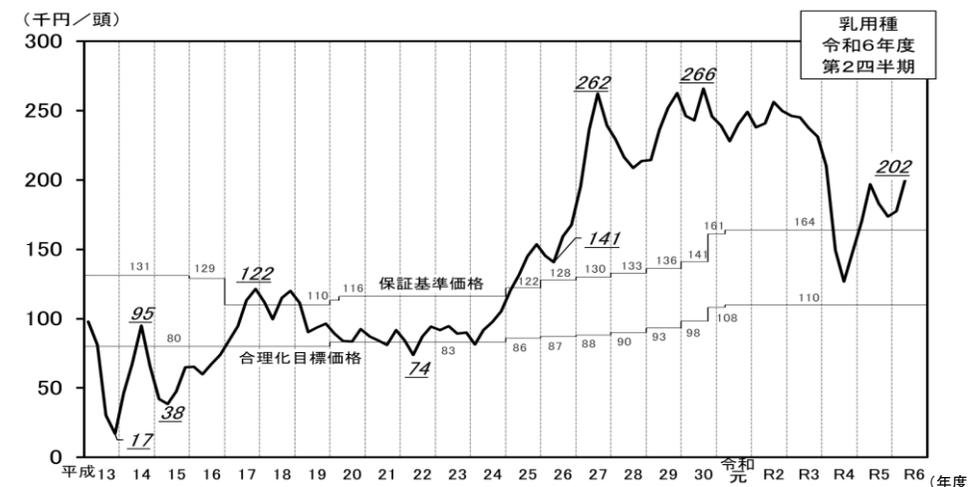
- ③ 「その他の肉専用種」は、平成25～30年度は、国産牛肉に対する需要の高まりや、生産量の減少等による需給の引締りにより、保証基準価格を概ね上回り、28年度第1四半期には過去最高の50万8千円まで上昇した。

令和元年度以降、保証基準価格を下回って推移しており、令和4年度以降は合理化目標価格も下回り、令和5年度は23万2千円となった。

※令和2年度から平均売買価格の算定期間を1年間（4月～3月）に変更している。

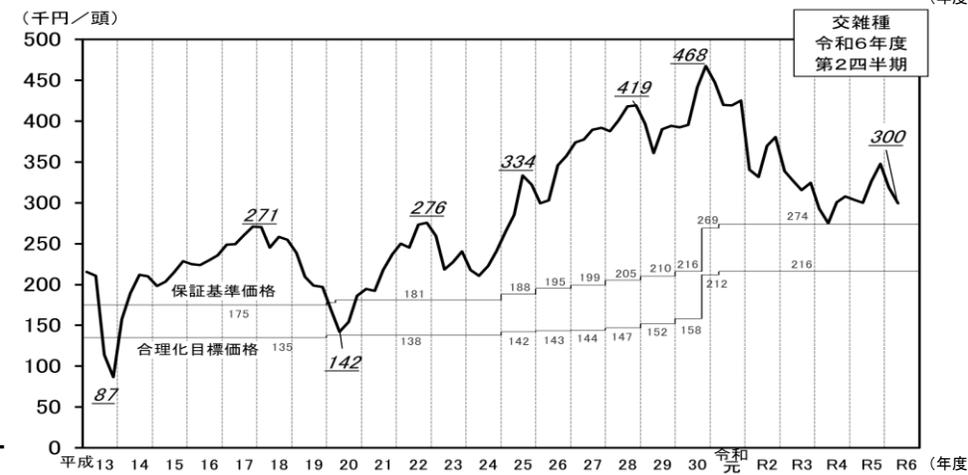


- ④ 「乳用種」は、枝肉価格の低下等により継続的に保証基準価格を下回る状況が続いていたものの、近年は、国産牛肉の需要の高まりや生産量の減少等を背景に、保証基準価格を上回る水準で堅調に推移していた。しかし、令和4年8月に急落し、令和4年度第2四半期以降、保証基準価格を下回って推移した。その後、令和4年度第4四半期から上昇に転じ、令和5年度第1四半期以降は保証基準価格を上回って推移し、令和6年度第2四半期は20万2千円となった。



- ⑤ 「交雑種」は、適度な脂肪交雑等が消費者に広く受け入れられ、枝肉価格水準も乳用種に比べ高いことから、概ね保証基準価格を上回る水準で推移した。

令和2年度第1四半期以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により下落傾向で推移したものの、令和4年度第2四半期を底に上向き、令和6年度第2四半期は30万円となった。



(6) 飼養動向

- ① 肉用牛の飼養戸数は、小規模層の飼養者を中心に減少傾向で推移している。
- ② 肉用牛の飼養頭数は、平成29年から令和5年まで増加傾向で推移し、令和6年は減少に転じた。
 なお、繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から令和5年まで増加傾向で推移し、令和6年は減少に転じ、640千頭となった。
- ③ 1戸当たりの飼養頭数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展している。

○ 肉用牛飼養戸数及び頭数の推移

区分 / 年		H12	13	17	22	27	28	29	30	31	31参考値	R2	3	4	5	6
肉用牛	戸数(千戸)	116.5	110.1	89.6	74.4	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6	36.5
	(対前年増減率)(%)	(▲6.5)	(▲5.5)	(▲4.6)	(▲3.8)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)	(▲5.4)
	頭数(千頭)	2,823	2,806	2,747	2,892	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687	2,672
	(対前年増減率)(%)	(▲0.7)	(▲0.6)	(▲1.5)	(▲1.1)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)	(▲0.6)
	1戸当たり(頭)	24.2	25.5	30.7	38.9	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2
うち 繁殖雌牛	戸数(千戸)	—	94.4	76.2	63.9	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8	31.8
	頭数(千頭)	636	635	623	684	580	589	597	610	626	605	622	633	637	645	640
	1戸当たり(頭)	—	6.7	8.2	10.7	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1	20.1
うち 肥育牛	戸数(千戸)	—	21.6	20.4	15.9	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5	9.6
	頭数(千頭)	1,857	1,830	1,765	1,812	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635	1,617
	1戸当たり(頭)	—	85.0	86.5	114.0	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7	168.7

資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日現在）

注1：飼養形態別戸数（子取・肥育）は、これらを重複して飼養している場合もあることから、必ずしも戸数の合計は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肉用牛は、繁殖雌牛、肥育牛のほか育成牛（もと牛として出荷する予定の肉専用種の牛）を含む。

3：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5：令和2年の前年増減率は、平成31年の参考値との比較。